

# 通所リハビリテーション申し込みおよび契約書

(利用者)

(事業者) 白石共立病院

(契約の目的)

第1条 事業者は介護保険法の定めるところにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し、リハビリテーション、食事、送迎のサービスを提供します。また居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、白石共立病院 デイケアセンター(通所リハビリテーション)において、通所リハビリテーション(以下、通所リハという)を医師の指示かつ居宅サービス計画より、必要な手続きをとった後から通所リハの終了までを契約期間とします。

(通所リハビリテーションの提供)

第3条 事業者は、介護保険法に定めるスタッフ担当者として指定し、通所リハを提供します。

2 事業者は、利用者が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに関係機関に連絡するなど必要な援助を行います。

3 事業者は、利用者の受ける在宅サービス利用状況について、利用者からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検し、給付管理表の作成・提出ほか関連機関との連絡調整を行います。

4 事業者がサービス利用計画時に提示する介護保険利用サービスの金額は、あくまで予定であり介護度やサービスの変更等の理由により若干の差が生じる場合があります。

(契約の満了)

第4条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は満了します。

- 一 利用者が死亡したとき。
- 二 第5条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第6条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 四 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- 五 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、30日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(事業者の解除権)

第6条 事業者は、利用者に対し、利用者の非協力など利用者及び事業者間の信頼関係を損壊する行為をなし、改善の見込みがないため、この契約の目的を達することが不可能となったときは、14日以上予告期間をもってこの契約を解除します。

(損害賠償)

第7条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、医療法人 静便堂以外で受けたサービスについては、補償の対象とはしません。また利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、損害額を減額することができます。

(業務継続計画)

第8条 当事業所において感染症や災害が発生した場合にあっても利用者が継続して通所リハビリの提供を受けられるように業務計画を策定しています。しかし、送迎等が難しい場合は安否の確認や必要に応じて訪問を行います。

(衛生管理)

第9条 事業者は、通所リハビリスタッフ等の清潔保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めていきます。

2 事業者は、事業者の従業員が感染源となることを予防し、また事業者の従業員を感染の危険から守るため、感染を予防するための備品等を備えることなどに努めます。

3 事業者は、当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する感染委員会の設置をしています。委員会は感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種により構成されています。

4 事業者は平常時の対策として、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い・標準的な予防策）等の対策をしています。

5 事業所は発生時の対応として、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告などに努めます。尚、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記するなど対策に努めています。

(虐待防止)

第10条 事業所は虐待を未然に防止するために対策及び発生した場合の対応等について利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるように虐待の防止に努めます。

2 事業者は高齢者の尊厳保持・人格の尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供を行います（虐待の未然防止）。

3 事業者の従事者は、虐待等、又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるように、必要な関係各機関との連携をとっています。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町

への虐待の届出についても適切な対応をします（虐待の早期発見）。

4 虐待が発生した場合は、速やかに市町の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続きが迅速かつ適切に行われ、市町等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めていきます（虐待への迅速かつ適切な対応）。

#### （身体拘束等適正化）

事業者は利用者又は他の利用者等の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行わない。

#### （秘密保持）

第11条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

#### （記録の整備、閲覧）

第12条 事業者は、利用者に対する介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より2年間保存します。

2 事業者は、利用者または利用者に関する記録、書類の閲覧を希望する場合、医療法人 静便堂のカルテ開示に必要な手順に従って希望に応じます。

#### （契約外条項）

第13条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他所法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

(利用者) 私は、この重要事項及び契約書に基づく通所リハビリテーションサービスの利用を申し込みます。

現住所 : 県 市・郡 町大字

ふりがな  
利用者氏名

生年月日 明・大・昭 年 月 日( 歳)

保証人

住 所(〒 - ) TEL

勤務先(〒 - ) TEL

氏名(ふりがな)

印 年齢 歳

利用者との関係 ( )

令和 年 月 日

(事業者)

私は、居宅介護支援の事業者として、利用者の申込みを受諾し、この契約者に定める各種サービスを、誠実に責任もって行ないます。

事業者 白石共立病院 医療福祉事業部 通所リハビリテーションセンター

住 所 佐賀県杵島郡白石町大字福田1296

法人名 特定医療法人 静便堂 白石共立病院

代表者 沖田 光紀

電 話 0952-84-6060 FAX0952-84-6711

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

重要事項及び契約書の説明に同意します

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_